

# 6月定例会

## 条例改正

### ■ 税条例の一部改正

地方税法等の一部改正により法人市民税（法人税制）、軽自動車税の税率を改正するものです。

○法人市民税の引き下げの影響は

**質問** 法人市民税の引き下げの影響は。減収分は交付税で見てもらえるのか。

**答弁** 平成27年度は約1千300万円、28年度は約2千800万円の減収と試算している。国は地方公共団体の行革等の努力に対して交付税を考えていく方針のようだが、具体的には把握できていない。

○軽自動車税引き上げの影響は

**質問** 軽自動車税引き上げによる増収は。市の軽自動車等の登録台数は。

**答弁** 改正で27年度は、約500万円、重課税適用で約2千100万円の増収と試算している。26年度の登録台数は、軽自動車1万7千873台、小型特殊自動車619台、2輪722台、原付2千786台。

### ■ 国民健康保険税条例の一部改正

地方税法等の一部改正により後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の限度額を改正するものです。

**質問** 軽減措置を受けている世帯の割合は。

**答弁** 国民健康保険の加入世帯は9千972世帯。その内、7割軽減1千862世帯、5割軽減943世帯、2割軽減

1千45世帯で全体の38.8%が軽減の対象。

### ■ 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正により退職報償金の額を改正するものです。

**質問** 消防団員の確保の状況は。

**答弁** 定数385人に対し、現在375人で、10名不足している。

### ■ 火災予防条例の一部改正

消防法施行令の改正により屋外催しに係る防火管理等規定の改正をするものです。

**質問** 対象となる市内の催しは。また、地域の盆踊りなども対象となるのか。

**答弁** 今回の改正は、大きく二つの内容となってい

## 税制改正による主な軽自動車の税率変更（年額）

		① 平成27年 3月31日以前	② 平成27年 4月1日以降	③ 13年超
軽自動車【4輪 660cc以下】	乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物用営業用	3,000円	3,800円	4,500円

- ① 平成27年3月31日以前に取得及び新車新規登録された車
- ② 平成27年4月1日以降に新車新規登録される車
- ③ 平成28年4月1日以降新車新規登録から13年を超える車

		平成27年4月1日から
原動機付自転車【2輪 50cc以下】		2,000円